

杉山忠平

『イギリス信用思想史研究』

未来社 1963年 viii+280+26 pp.

17世紀90年代のイギリスといえば、名誉革命の余燼のなかでイングランド銀行の成立、その対抗馬土地銀行諸企画の挫折、大改鑄の遂行など貨幣・金融史上の重要事件があいつぎ、これに呼応して信用論上の議論も活潑化した一時期であった。本書はこの問題の時点に簇生した土地銀行(land banks)とその基礎をなす信用思想に焦点をあわせ、その実態を原資料にそくして解明した労作であり、すでに小林昇教授により「その取扱った文献の豊富、その読解の正確と新しい諸考証の精緻、重商主義に対する理解の推進、等々の点で、きわめて注目すべき学問的達成」と評価されている¹⁾。ところで、著者杉山氏はその中核的な主張の展開にあたって現評者の旧稿に批判をくわえられており、小林教授もこの杉山・関口両者の「結論の対立」に言及、「相互のいくばくかの歩み寄り」を期待して筆をおかれたのである。先学のすぐれた書評にもかかわらずここに蛇足をくわえようとするのは、こうしたいきさつを考慮してのことである。したがって——そしてまた上記書評が「紹介を主とし批評を従とした」性格のものと自称されていることでもあり——以下の拙評では内容の紹介は簡単にとどめ、論争点をめぐる若干の感想をまとめつつそのなかから問題を建設的におしすすめる手がかりを考えてみるという、書評としてはやや変則な叙述のかたちをとることにしたい。

前後8章からなる本書の第1章「イギリス初期信用思想の展開」は、土地銀行論の前史としてトマス・マンからニコラス・パーボンにいたる信用思想の展開を文献実証的に考究したもので、信用論上の対立する諸見解が保護貿易論争や改鑄論争等々各種経済局面での多様な立場といわば無原則的とさえいふべき複雑さをもって錯綜し、たとえば「マニュファクチュア的利権からのイングランド銀行批判」も存在するなど、重商主義の論理構造やその社会的基盤は軽々たる一義的理解を絶すること、そうした曲折をしめすにせよ、「貨幣量の増大」を国富の主要源泉とする点で「共通の基調」をもつ重商主義は、全

1) 『経済学史学会年報』創刊号、1963年、41—5ページ。

体として、貿易差額の確保にくわえて信用制度の拡大を志向するにいたり、土地銀行論はこの信用思想のたかまりの一帰結としてのみ登場しえたこと、などが結論されている。

第2章「ナショナル・ランド・バンク」は、1696年の議会法にもとづき発起され不成立におわった表記銀行の経緯を検討、通例トリー的とされるこの銀行案にウィッグズの支持もあったことなどを論じ、同時に土地銀行論研究史をも吟味、多数の史家が「土地銀行によってナショナル・ランド・バンクだけを考え」、これを後出の民間諸企画と混同してきたことを指摘する。ただしこの誤謬は著者もみとめるように前世紀中葉のマコーリには存在しないし、スコット、リチャーズ、ホースフィールドなどの近業やわが国での研究ではともかくも注意ぶかく留意され批判・克服されてきたところであった。なお、研究史の吟味対象からショーの力稿²⁾が脱落していることは、他の点では周到・綿密な本書であるだけに惜しまれてならない。それはともあれ、この民間諸企画とその推進者の信用思想をあつかったのが、第3—7章(「ヒュー・チェインバレンの土地銀行企画」「ヒュー・チェインバレンの信用思想」「ジョン・プリスコウの土地銀行企画」「ジョン・プリスコウの貨幣論補説」「ジョン・アスギルとニコラス・パーボンの土地銀行企画」)にほかならないが、「まえがき」によれば「チェインバレンについてのみ、別章をもうけてかれの信用論をヨリくわしくとりあつかった」のは、それをもって「他の諸企画者の信用論を代表しうる」と判断されたためであり、それゆえここでの紹介もまた3、4両章にかぎるとしよう。ただそのばあい、プリスコウは信用創造限度をリジッドにした点で、またアスギル＝パーボンは貨幣拠出を第1の前提とし貨幣(土地証券ではない)形態での貸付けを考えていた点で、それぞれチェインバレンより相対的現実性を有していたという著者の指摘を附言しておきたい。

さて、「著名なウィッグ」チェインバレンは1693年、年来の土地銀行案を整備しその立法化をもくろんだ。イングランド議会に提案された企画の内容をみると、各フリーホルダーから地代年100ポンド100年間の払込契約をうけ、保証として銀行は年収150ポンドの自由保有地を150年間抵当に取得、これを基礎に法貨たる信用証券1万ポンドを発行、6千ポンドを土地設定者に、残余を政府と立案者に交付する、というものであった。こ

2) W. A. Shaw, Introduction to: *Calendar of Treasury Books*, XI-XVII, 1934, pp. xli—lxxiii.

の立法化に失敗したチェインバレンは、95年、兌換準備と貨幣拠出を加味した新案「信用事務所」を発足させたが数年をへずに解散、99年にはオランダに隠遁する。

ところで、かれは思想の根底に貿易差額論をおいたが、貨幣即富もしくは即貴金属の考えはとらず、名目主義者でこそないが非貨幣主義者であった。貨幣をもっぱら流通手段の機能でとらえ、そこから信用とくに土地証券に貨幣の機能を期待したわけであるとはいえず、かれは信用主義に徹せず正貨第一主義を持しており、土地信用も〈貨幣不足の補充→トレード振興→貿易差額増大→正貨流入の促進〉という方向で評価されている。「年150ポンドの土地150年間の抵当が年100ポンド100年間ぶんの信用の確実な基礎でありうる」として、ともかくも無限の信用創造をめざさなかったのも、信用主義へのこの不徹底のあらわれであろう。しかしそれにしても、この命題は「抵当年数を任意に増加すれば、それに応じて多額の信用を創造できる」ことを意味しており、ここにこそ土地銀行構想の「基本的欠陥」が露呈されている。

こうして土地銀行論の個別的検討をおえた著者は、最終章「土地銀行論者の経済思想」において、第1章で示唆された土地銀行論の思想史的位置を再確認しようとする。たとえばチェインバレンのばあい「国内マニファクチュアの雇用と育成が至上命令」であり、国内産業保護(=保護貿易)論とそれによる貿易バランス(=貨幣輸入)の提唱など「典型的に重商主義の主張」が展開されているのであって、東インド貿易擁護(=自由貿易)論も法定利率ひき下げ論もみられない。重商主義者に共通する貨幣不足の認識から貿易差額論と信用(土地信用)による補充を提唱し、しかも〈土地信用→経済的繁栄→貴金属獲得〉という効果を強調する土地銀行論者は、「ランド・バンク・マーカンティリスト」ともよばれるべきものだったのである。しかし他面、土地銀行の直接の目的は利率ひき下げと地価騰貴、不動産の流動化であり、その基礎には「土地利益こそ国民的」という発想が存在する。結局、信用制度をつうじて土地利益を貨幣経済に適應させ「できればその主体に」君臨させようとするのが、企画者の根本理念にほかならない。

以上が280ページにおよぶ本書の梗概である。本書に先行してホースフィールドの好著が刊行されたため³⁾、土地銀行史の事実的側面についてみるかぎり、杉山氏の努力がホースフィールドの反芻という性格を多少なりと

3) J. K. Horsefield, *British Monetary Experiments 1650—1710*, 1960(拙評『経済学論集』XXVIII/3, 1962年, 所収。)ただし杉山氏の著書の部分的原型

ももたざるをえなくなったことはいなめない。しかし、もとより著者はこの点についてもホースフィールドより「ヨリ正確かつ詳細」(まえがき)をこころがけられたし、また思想史的側面での研鑽には著者独自の貢献とみなすべきものがおおい。いずれにせよ、従来不十分な資料による粗耕の域をでなかつた金融現象のひとこまが、いま本書をえて経済史的・思想史的両観点から整土されたことは、学界待望の快挙といえることができる。

ところで、はじめに一言したように、著者は上述の論旨を展開するにさいして評者の旧稿⁴⁾を図式的と批判されている(88-90, 102-3ページ)ので、以下それを取りあげて本書の問題点を考えてみたい。さて、杉山氏は、拙稿の主張を〈土地銀行と法定利率ひき下げ論とは旧土地所有を基盤とし、イングランド銀行と自然的利率ひき下げ論とは初期産業資本を代表するから、前二者と後二者はそれぞれ「一身同体」である〉と要約され、「この図式はまことに明快かつ意欲的で注目し得る」が、推論方法と結論のいずれについてもただしくないといわれるのである。杉山氏が強調されたかったのは、土地銀行も法律的強制でなく自然的な、すなわち信用貨幣の供給増加という方法で低利を実現しようとするものだという——それ自体は正鵠を射た——論点であろう。しかし拙稿は「一身同体」論などを主張するほどには「明快」ではなかつたのであって、そこでのべたのは、チャイルドの法定利率ひき下げ論の背景をなした社会経済的利害が、イングランド銀行の創立(=法定利率ひき下げ論の完敗)で「〈利率論争〉は一応揚棄され」という事態に直面して、「こんどは〈土地銀行〉というあらたなたちで」結集した事実、すなわちいわば法定利率ひき下げ論と土地銀行論との社会的基盤における基本的同一性と提案内容における段階的異質性、そうした〈利率論争→土地銀行問題〉という「継承・発展のあいだがら」なのである⁵⁾。だから、土地銀行論と法律による利率ひき下げ論とが共棲しない事実の指摘は、拙稿批判としてはまったく無効であろう。ちなみに、土地銀行が流通手段

は、ホースフィールドにさきだついくつかの論文として発表されていたものである。

4) 拙稿「名誉革命後の金融危機と土地所有」『土地制度史学』II/1, 1959年。

5) 前掲拙稿、とくに7-8, 18ページ。イングランド銀行は「ロックよりさらに1歩すすんだたちで、『自然的』な利率ひき下げを実現した」という表現にも注意されたい。同上17ページ。なお、杉山氏は拙稿では「ロックの経済論がはたしてかれの政治論ほ

の追加的供給を志向するそのかぎりイングランド銀行同様「高利からの解放」の一形態であることは拙稿もはっきりとみとめ、それを企画の「主要な経済的内容」とすら力説しておいたのであるが⁶⁾、それにもかかわらず杉山氏が、あえて、「土地銀行はイングランド銀行の敵である。そして後者は高利の敵である、したがって前者は高利の味方である、という趣旨の議論」が拙稿において展開されていると断じられる(103 ページ)のは、どうしたことであろうか。

それはともあれ、ここで注意したいのは、発券(→反高利)機能に着目してイングランド銀行同様「17世紀信用思想の発展史上に位置する」(89 ページ)というだけでは、土地銀行論の本質は把握できないことである。土地銀行は「土地貨幣」の発行とともに「土地担保金融」を基幹業務とし、ここにこそ手形割引に立脚するイングランド銀行との決定的な対立点があったからである。総じて土地銀行に固有なこの2側面のうち、著者の関心はほとんどもっぱら前者におかれているのであるが⁷⁾、しかし、わけても単純な「経済成長」期などではなくまさに封建制から資本主義への移行期について、あるいは「原始蓄積」の時期について、信用思想の史的性格を論じようとするばあい、それは重大な方法的限界となるのではあるまいか。しかも、これをさらにつきつめていうならば、杉山氏のばあい土地銀行の背景となった「土地利益」の歴史的性格に関する分析が特徴的に欠如しており⁸⁾、したがって土地銀行がよしんばその授信業務の側面から考察されるとしても、それは論理的には商工銀行と相互補完的・分業的に共栄(対抗ではない!)しうる単

どに正統的・体系的に市民的利益を反映しているかどうかの疑問がかえりみられていない」とも非難されるが、むしろこの点は、たとえば「経済論における……成果の上になつてこそ政治論が成立しえた」ことを論証された種瀬茂氏の論攷(「ジョン・ロックによる経済の構造的把握」『一橋論叢』XXXV/2, 1956年)など、わが国近來のロック研究がほぼ共通の遺産としつつあるところであり、拙稿全篇をつらぬく一主題もまた、この点を筆者なりにあきらかにしようとするにであったつもりなのである。

6) 前掲拙稿 16 ページ。

7) これは杉山氏のみならず特有な傾向ではない。たとえば、玉野井昌夫「資本主義の確立と銀行制度の成立」(大島清他『金融論』1960年、所収)29—31 ページを参照。

8) 氏は土地銀行の背景を「旧來の小土地所有農民や〈小農地代〉収取者としての——もはや[半]封建的性格をもっていない近代的な、しかしまだ過渡的な——旧地主」とする評者の見解を「前近代的な地主が

純な不動産銀行と規定されるにとどまらざるをえないことになろう。

附言すれば、著者は「マルクスは『資本論』のなかでわずか数行をもって土地信用に言及しているだけである」とのべて、第1巻第2章「交換過程」から土地貨幣への論及をひくのであるが(274 ページ)、マルクスはじつはそのほかにも「土地銀行」に關説しており、それもまさに第3巻第36章「先資本制的なるもの」にいたって、「利子生み資本を産業資本に従属させ」る過程を論ずるさい、この路線から逸脱し「イギリス貴族を高利から解放しようとした」企画と論評しているのである。そこには、論程を「移行」局面にまでおしすすめるとき、土地銀行論はもはや単純に重商主義的信用思想の帰結ないし発展主汐に位置づけがたく、むしろ「固有の重商主義」思想に制約されながらもこれと対立するものとしてあらわれることが示唆されているのではあるまいか⁹⁾。

かつて評者はホースフィールドの好著をとりあげ、ここでは「ブルジョワ的変革期が対象とされながら、貨幣・金融問題が〈資本〉と〈土地所有〉との対抗が決済されつくした時期のできごとであるかのように分析され、そのため「イングランド銀行も土地銀行も一様に〈購買力供給〉機関(発券銀行)として」とらえられている点に不満をおぼえたのであるが¹⁰⁾、いま杉山氏の分析手法についても、同様、対抗的構造という屈折レンズの欠落を印象づけられないではいられなかった。この点に關連して最後に一言、著者が土地銀行論を「典型的」な保護主義的重商主義もしくは「重商主義的ナショナリズム」(278 ページ)と「直接的・具体的な關連」をもつ、いわばその一構成要素として把握され、しかも他面、このおなじ土地銀行論は「土地利益こそ国民的」とし「土地所有者全体」の利害を代弁すると理解されていることを想起したい。だがいったい、土地所有の利害を無制約的に代表し土地利益こそ国民的とする思想が、「固有の重商主義」なり「重商主義的ナショナリズム」なりとどのように本質的な關連をもちうるのであろうか¹¹⁾。土地銀行論の空想性は、たんに技術上の「信用幻想」にのみ

近代的な地主であるという言語の矛盾」と批判されるのみである。この批判をあらためて論駁する必要は、いまはあるまい。

9) ついでながら、ことがらを発券面にかぎっても、土地銀行論者が銀行券の成立を商業手形の流通ならびに手形割引との關連で考えていない点、おおきな問題なのであるが、ここではひとまずおくこととしよう。

10) 前掲拙評 63—4 ページ。

でなく、より根本的にはまさにこの点、すなわち「固有の重商主義」的構成をもった国民経済のなかで土地利益に「主体」的地位をあたえようとするこの自己撞着的性格にもとめられねばならないのであるが、しかしそのことは、よりたちいっていえば、土地銀行論者の保護主義的重商主義なるもの自体の似而非性を端的に物語るものであり、これをしも「典型的に重商主義の主張」といいきるのは、再考慮の余地をのこすのであるまいか¹²⁾。

とはいえ、土地銀行論者の経済思想のなかに保護主義的経済論を検出されたこと自体は、本書の貢献のうちでも最大とも評価されるべき部分であり、トーリー的な土地利益擁護論や自由貿易論の思考様式を解明するうえで後学の看過しえない重要な指摘である。常識的には意外ともみえようが、トーリー・フリー・トレーダーの代表ジョサイア・チャイルドでさえ、国内産業の育成を称揚せずにおれなかったものであり¹³⁾、評者がかって「イギリス型ポナバルティズム」とか「準オランダ型経済構造」とかの表現をもちいたのも、ひとつにはこの点を念頭にしてのことであった。今後この観点の理論的な深化が杉山氏の実証的労作を基盤としてつよくおしすすめられることを希望して、拙評の筆をおくことにしたい。

〔附記〕校正にさきだって、杉山氏が本書によって学士院賞受賞の栄にかがやかれたことをしった。記して心からのご祝詞を申しあげたい。 [関口尚志]

宮 沢 健 一

『経済構造の連関分析』

東洋経済新報社 1963年 pp. 242.

「近代理論の特色とするファンクショナルな究明方式」

11) 杉山氏は「すべての富は土地に帰着するという見解は重商主義期の著作家のおおくに共通」といわれるが(272 ページ)、素材的にはともかく価値的視点からみれば、「固有の重商主義」は富の基礎形態がもはや「土地」とはみなされなくなるとき成立しえたのではあるまいか。

12) ただしこのことは、端的に「固有の重商主義」的発想から商工業のための「購買力の拡張」(土地担保金融ではない!)を主眼とした「土地銀行」の一傍流の存在や、これが新大陸の内部成長型植民地マサチューセッツにモデルとして移入されていく事実を否定するのではない。拙稿7ページおよび拙評61ページを参照。

13) とくに、W. Letwin, *Sir Josiah Child. Merchant Economist*, 1959 は興味ぶかいものである。

(序文)によって、「経済構造」という、ともすればアイマイになりがちな問題に迫ろうとするのがこの論文集のねらいである。そして、その野心的なところみは、読者を惹きつけるに足りるものがある。好著というべきであろう。本書のメリットは、2つの理論的展開に集約されるであろう。すなわち、第2章に展開されている「産業連関と所得連関」——産業連関分析と所得分析の結合の部分と、第4章の「物的生産とサービス活動の連関分析」——産業連関表を物とサービスの2大部門に区分して行なう分析——とが本書の主要テーマである。この書評も焦点をこの2点にしぼり、二重構造を論じている第5, 6章については割愛することにしたい。それは、この部分の分析の価値を認めないからではなくて、さきの2点がより重要と考えられるからである。

第1の産業連関分析と所得分析との結合について。著者はさきの『日本の経済循環』(春秋社)において、すでにその構想が説かれていたが、ここに完成された形で公表された。その骨子は、次のようである。経済における所得を階層別に部門に区分し、消費のほうも、 r 個の所得部門ごとに消費係数をさだめる。次の図のごとし。なお、 $A=(a_{ij})$ は、 a_{ij} を要素とする技術係数行列($n \times n$)を、同様に V は各所得階層の付加価値率行列を、 C

は各階層の消費係数行列を、あらわす、すると各部門の所得は VX (但し X は各産業の産出高の列ベクトル)、各部門の消費は、 CVX であらわされる。これに最終需 f 要をあたえると、

$$X=AX+CVX+f \quad X=[I-A-CV]f$$

であらわされる。理論の骨子はまずこの点にあり、総投資→総所得→総消費とつながる1部門の所得分析と、最終需要→産業別産出高と連結される産業連関分析とを、多部門化して結合し、消費をのぞく最終需要の変化にはじまり、産業別の産出額→階層別の所得→階層別の消費→産業別の総産出高→…とつづく波及効果が一括してとらえられるようになったのである。これまでの所得分析では所得と消費とはともに総額としてとらえられ、その構成の相異はまったく不問に附されてきた、しかし宮沢氏は、階層別の所得分配をしめす付加価値率 V と、所得部門の消費構成を示す C を導入することによって、その構成変化が、総産出高に与える影響を分析したのである。

氏は、ここで用いている逆行列 $[I-A-CV]^{-1}$ を、一般に計算されている逆行列 $[I-A]^{-1}=B$ を利用して、次のようにかきなおす。

